

安全管理者選任時研修 (第3回)

常時 50 人以上の労働者を使用する工業的業種〔注 1〕の事業場(本社や支店工場営業所等場所ごと)では、労働安全衛生法第 11 条で、一定の実務経験者等〔注 2〕から、「安全管理者」を選任し、安全に係る技術的事項を管理させることが義務付けられています。さらに、労働安全衛生規則第 5 条の改正により、平成 18 年 10 月 1 日以降は、安全管理者の選任要件として、厚生労働大臣が定める研修を修了していることが必要となりました。また、この時点で選任済みの経験年数 2 年未満の方につきましても同様に受講が必要とされています。

つきましては、下記のとおり「安全管理者選任時研修」を開催いたしますので、ご案内いたします。なお、本研修は、社員の安全衛生教育としても適していますのでご利用ください。

日時	平成 26 年 9 月 26 日(金) 09:15~19:45 開場・受付開始 09:00
場所	渋谷区立商工会館 2F 第 1 会議室
研修科目	法令に定められた全科目
講師	労働安全コンサルタント
受講料	会員 8,000 円 会員以外 10,000 円 (テキスト代・消費税込み)
定員	80 名
修了証	全科目を受講した方(遅刻早退不可)に、研修終了後交付します。 二日目には修了書受領のために印鑑をご持参ください。
申込方法	① 申込：裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。 ② 申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後 2 週間以内(到着から 9 月 19 日まで 2 週間ない場合は 9 月 19 日(金)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。 ③ 受講の取消：9 月 19 日(金)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。 ④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。
申込先	・銀行名 三菱東京UFJ銀行田町支店 ・口座番号 普通預金 0397963 ・口座名義 一般社団法人 三田労働基準協会 ・名義人住所 東京都港区芝 4-4-5 なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例 0926 マルマルカイシャ等)
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。

〔注 1〕安全管理者の選任が必要な工業的業種《安衛法施行令 3 条参照》

製造業・建設業・運送業・清掃業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・自動車整備業・機械修理業・各種商品卸売業・各種商品小売業・家具建具什器等卸売業・家具建具什器等小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・林業・鉱業

〔注 2〕安全管理者の選任要件

- ① 大学・高専の理系卒業後 2 年以上の産業安全実務経験者、
- ② 高校・中学の理系卒業後 4 年以上の産業安全実務経験者、
- ③ 大学・高専の理系以外卒業後 4 年以上の産業安全実務経験者、
- ④ 高校の理系以外卒業後 6 年以上の産業安全実務経験者、
- ⑤ 7 年以上の産業安全実務経験者 《詳しくは労働安全衛生規則 5 条、昭 47.10.2 告示 138 号》